



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

| | | | |
|------|--|----------------|---|
| 728 | 大井堰土地改良区の役員の就退任 | (農業農村整備課)..... | 1 |
| 729 | 県営土地改良事業計画の決定 | (")..... | 2 |
| 730 | 公共測量の実施 | (技術調査課)..... | 3 |
| 731 | " | (")..... | 3 |
| 732 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 | (砂防課)..... | 3 |
| 733 | " | (")..... | 4 |
| 734 | " | (")..... | 6 |
| *735 | 昭和33年和歌山県告示第470号(収入証紙指定売りさばき人の指定)の一部改正(会計課)..... | | 6 |
| *736 | 昭和57年和歌山県告示第917号(和歌山県指定金融機関の証紙売りさばき所)の一部改正 | (")..... | 6 |

○ 公安委員会告示

| | | | |
|----|---------|-------|---|
| 27 | 遊泳区域の指定 | | 6 |
|----|---------|-------|---|

○ 選挙管理委員会告示

| | | | |
|-----|---|-------|---|
| 47 | 政治団体の届出事項の異動の届出 | | 7 |
| 48 | 政治団体の解散の届出 | | 8 |
| 49 | 政治団体の設立の届出 | | 9 |
| *50 | 平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号(個人演説会等の公営施設の指定)の一部改正 | | 9 |

○ 警察本部告示

| | | | |
|----|--|-------|---|
| 10 | 放置車両確認事務委託業務に係る総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格等 | | 9 |
|----|--|-------|---|

告 示

和歌山県告示第728号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、大井堰土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成30年6月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 退任した役員(平成30年5月31日退任)

| 職名 | 氏名 | 住所 |
|----|------|------------------|
| 理事 | 竹原豊次 | 西牟婁郡白浜町栄732番地の2 |
| 理事 | 加原幹夫 | 西牟婁郡白浜町中169番地 |
| 理事 | 山本孝一 | 西牟婁郡白浜町中7番地 |
| 理事 | 竹原千景 | 西牟婁郡白浜町中11番地 |
| 理事 | 小塚晴保 | 西牟婁郡白浜町栄267番地 |
| 理事 | 栗栖一 | 西牟婁郡白浜町栄1028番地の7 |
| 理事 | 吉田哲久 | 西牟婁郡白浜町栄811番地 |

| | | |
|----|------|--------------------|
| 理事 | 吉田誠 | 西牟婁郡白浜町栄716番地 |
| 理事 | 尾崎修 | 西牟婁郡白浜町才野466番の内1号地 |
| 理事 | 松本隆康 | 西牟婁郡白浜町才野354番地の1 |
| 監事 | 杉谷孫司 | 西牟婁郡白浜町栄175番地 |
| 監事 | 泉芳明 | 西牟婁郡白浜町才野519番地の2 |

2 就任した役員(平成30年6月1日就任)

| 職名 | 氏名 | 住所 |
|----|------|--------------------|
| 理事 | 竹原豊次 | 西牟婁郡白浜町栄732番地の2 |
| 理事 | 加原幹夫 | 西牟婁郡白浜町中169番地 |
| 理事 | 山本孝一 | 西牟婁郡白浜町中7番地 |
| 理事 | 竹原千景 | 西牟婁郡白浜町中11番地 |
| 理事 | 高畑敏春 | 西牟婁郡白浜町栄821番地の1 |
| 理事 | 栗栖一 | 西牟婁郡白浜町栄1028番地の7 |
| 理事 | 吉田哲久 | 西牟婁郡白浜町栄811番地 |
| 理事 | 深見英司 | 西牟婁郡白浜町栄255番地 |
| 理事 | 尾崎修 | 西牟婁郡白浜町才野466番の内1号地 |
| 理事 | 松本隆康 | 西牟婁郡白浜町才野354番地の1 |
| 監事 | 杉谷孫司 | 西牟婁郡白浜町栄175番地 |
| 監事 | 泉芳明 | 西牟婁郡白浜町才野519番地の2 |

和歌山県告示第729号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、県営農業競争力強化基盤整備事業尼寺地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告(和歌山県知事が被告の代表者となる。)として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

平成30年6月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成30年6月27日から同年7月25日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、那賀振興局農林水産振興部農地課及び紀の川市農林整備課

和歌山県告示第730号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき由良町長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成30年6月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（道路台帳平面図データ作成）
- 2 作業期間 平成30年6月25日から平成31年3月26日まで
- 3 作業地域 日高郡由良町地内

和歌山県告示第731号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づきみなべ町長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成30年6月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量、水準測量、TS等現地測量）
- 2 作業期間 平成30年6月25日から同年10月31日まで
- 3 作業地域 日高郡みなべ町埴田地内

和歌山県告示第732号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年6月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
 - (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流及び急傾斜地の崩壊
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
新池谷（2-321-1-005）、柳谷川（2-322-2-014）、東川原（105）（Ⅰ-20054）、東川原（101）（Ⅱ-20109）、東川原（102）（Ⅱ-20110）、東川原（103）（Ⅱ-20111）、東川原（104）（Ⅱ-20112）、東川原（106）（Ⅱ-20114）、東川原（107）（Ⅱ-20115）、東川原（108）（Ⅱ-20116）、東川原（109）（Ⅱ-20117）、東川原（110）（Ⅱ-20118）、東川原（111）（Ⅱ-20119）、東川原（112）（Ⅱ-20120）、東川原（113）（Ⅱ-20121）、東川原（114）（Ⅱ-20122）、東川原（115）（Ⅱ-20123）、東川原（116）（Ⅱ-20124）、上丹生谷（101）（Ⅱ-20157）、上丹生谷（102）（Ⅱ-20204）、上丹生谷（103）（Ⅱ-20211）、上丹生谷（104）（Ⅱ-20212）、上丹生谷（105）（Ⅱ-20213）、上丹生谷（106）（Ⅱ-20214）、上丹生谷（107）（Ⅱ-20215）、上丹生谷（108）（Ⅱ-20216）、遠方（101）（Ⅱ-20217）、遠方（102）（Ⅱ-20218）、遠方（103）（Ⅱ-20219）、遠方（104）（Ⅱ-20220）、枇杷谷（101）（Ⅱ-20221）、風市（101）（Ⅱ-20222）
 - (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図書のとおり
 - (4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「施行令」という。）で定める事項
次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び那賀振興局建設部並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

- (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (2) 土砂災害警戒区域の名称
青市谷川 (2-322-1-023)
- (3) 土砂災害警戒区域の表示
次の図書のとおり
- (4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項
次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び那賀振興局建設部並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第733号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年6月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

- (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流及び急傾斜地の崩壊
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

紀ノ川左支溪(3-341-2-034)、紀ノ川左支溪(3-341-2-035)、紀ノ川左支溪(3-341-2-036)、紀ノ川左支溪(3-341-2-037)、紀ノ川左支溪(3-341-2-039)、平沼田川(3-341-1-040)、谷川(3-341-1-041-1)、谷川(3-341-1-041-2)、名山谷川右支溪(3-341-2-040)、紀ノ川左支溪(3-341-2-041)、山崎谷川左支溪(3-341-1-028)、紀ノ川左支溪(3-341-1-029)、紀ノ川左支溪(3-341-1-030)、紀ノ川左支溪(3-341-1-031)、落合川右支溪(3-341-1-032)、奥山谷川(3-341-1-035)、紀ノ川左支溪(3-341-1-036)、紀ノ川左支溪(3-341-2-032)、紀ノ川左支溪(3-341-1-037)、紀ノ川左支溪(3-341-1-038)、紀ノ川左支溪(3-341-1-039)、紀ノ川左支溪(3-341-2-033)、谷出川(3-341-1-021)、弁天谷川右支溪(3-341-2-027)、弁天谷川左支溪(3-341-2-028)、弁天谷川左支溪(3-341-3-023)、四邑川右支溪(3-341-1-048)、四邑川左支溪(3-341-2-053)、四邑川左支溪(3-341-2-054)、紀ノ川左支溪(3-341-1-042)、紀ノ川小谷川(3-341-1-043)、四邑川右支溪(3-341-1-045)、四邑川右支溪(3-341-1-046)、谷川左支溪(3-341-2-042)、谷川左支溪(3-341-2-043)、四邑川右支溪(3-341-2-044)、四邑川右支溪(3-341-2-045)、紀ノ川薬師谷(3-341-1-055)、紀ノ川左支溪(3-341-1-056)、紀ノ川左支溪(3-341-1-057)、紀ノ川左支溪(3-341-1-058)、紀ノ川左支溪(3-341-1-059)、紀ノ川左支溪(3-341-1-060)、紀ノ川左支溪(3-341-1-061)、紀ノ川左支溪(3-341-1-063)、紀ノ川左支溪(3-341-1-064)、紀ノ川左支溪(3-341-2-055)、紀ノ川左支溪(3-341-2-056)、紀ノ川左支溪(3-341-2-057)、紀ノ川左支溪(3-341-3-024)、中谷川左支溪(3-341-1-022)、瀬間谷川(3-341-1-024)、寺尾3(Ⅱ-588)、寺尾4(Ⅱ-589)、寺尾5(Ⅱ-590)、寺尾1(Ⅰ-3088)、寺尾2(Ⅰ-3089)、平沼田1(Ⅱ-593)、平沼田2(Ⅱ-594)、平沼田3(Ⅱ-596)、平沼田4(Ⅱ-597)、平沼田5(Ⅱ-598)、東渋田7(Ⅱ-599)、平沼田7(Ⅱ-10132)、平沼田8(Ⅱ-10133)、平沼田9(Ⅱ-10134)、宮本1(Ⅱ-615)、宮本2(Ⅱ-616)、宮本3(Ⅱ-

-617)、宮本5(Ⅱ-619)、宮本6(Ⅱ-620)、宮本7(Ⅱ-621)、宮本8(Ⅱ-622)、宮本9(Ⅱ-623)、宮本10(Ⅱ-624)、宮本11(Ⅱ-10135)、宮本12(Ⅱ-10136)、宮本13(Ⅱ-10137)、宮本14(Ⅰ-10014)、宮本15(Ⅱ-10138)、宮本16(Ⅱ-10139)、三谷(Ⅰ-111)、三谷1(Ⅰ-3087)、三谷9(Ⅱ-557)、三谷2(Ⅱ-558)、三谷3(Ⅱ-576)、三谷4(Ⅱ-577)、三谷5(Ⅱ-580)、三谷6(Ⅱ-581)、三谷7(Ⅱ-582)、三谷8(Ⅱ-583)、三谷(10)(Ⅱ-10142)、兄井1(Ⅱ-584)、兄井2(Ⅱ-585)、兄井3(Ⅱ-586)、兄井4(Ⅱ-587)、兄井(5)(Ⅱ-10143)、短野広野1(Ⅰ-3080)、短野(101)(Ⅰ-10024)、西飯降1(Ⅰ-3082)、短野3(Ⅱ-413)、短野4(Ⅱ-414)、短野5(Ⅱ-415)、短野6(Ⅱ-416)、短野広野2(Ⅱ-509)、短野広野3(Ⅱ-510)、短野広野6(Ⅱ-513)、短野(102)(Ⅱ-10201)、短野(103)(Ⅱ-10202)、短野(104)(Ⅱ-10203)、短野(105)(Ⅱ-10204)、短野広野4(Ⅱ-511)、妙寺10(Ⅱ-522)、西飯降(101)(Ⅱ-10205)、妙寺1(Ⅱ-520)、妙寺2(Ⅱ-521)、妙寺(101)(Ⅱ-10206)、短野2(Ⅱ-405)、短野7(Ⅲ-137)、短野14(Ⅲ-199)、短野15(Ⅲ-200)、西飯降4(Ⅲ-204)、妙寺4(Ⅲ-193)、短野広野8(Ⅲ-195)、星山1(Ⅰ-3094)、星山2(Ⅰ-3095)、御所1(Ⅱ-642)、御所14(Ⅱ-663)、御所2(Ⅱ-664)、御所3(Ⅱ-665)、御所4(Ⅱ-666)、御所5(Ⅱ-667)、御所6(Ⅱ-668)、御所7(Ⅱ-669)、御所8(Ⅱ-670)、御所9(Ⅱ-671)、御所10(Ⅱ-672)、御所11(Ⅱ-673)、御所12(Ⅱ-674)、星山12(Ⅱ-680)、御所13(Ⅲ-223)、東渋田(Ⅰ-107)、東渋田4(Ⅱ-591)、東渋田5(Ⅱ-592)、東渋田6(Ⅱ-595)、東渋田9(Ⅱ-612)、東渋田10(Ⅱ-614)、東渋田2(Ⅰ-3091)、東渋田3(Ⅰ-3092)、西渋田12(Ⅲ-218)、西渋田2(Ⅱ-602)、西渋田4(Ⅱ-604)、西渋田6(Ⅱ-606)、西渋田8(Ⅱ-608)、西渋田9(Ⅱ-609)、西渋田10(Ⅱ-610)、星川2(Ⅱ-613)、西渋田(101)(Ⅱ-10158)、西渋田(102)(Ⅱ-10159)、西渋田(103)(Ⅱ-10160)、東渋田(101)(Ⅰ-10021)、東渋田(102)(Ⅱ-10161)、東渋田(103)(Ⅱ-10162)、東渋田(104)(Ⅱ-10163)、中飯降(Ⅰ-130)、中飯降1(Ⅰ-3081)、中飯降(101)(Ⅰ-10023)、中飯降2(Ⅱ-514)、中飯降3(Ⅱ-515)、中飯降4(Ⅱ-516)、中飯降5(Ⅱ-517)、中飯降6(Ⅱ-518)、中飯降8(Ⅱ-523)、中飯降10(Ⅱ-525)、中飯降11(Ⅱ-526)、中飯降12(Ⅱ-527)、中飯降(102)(Ⅱ-10176)、中飯降(103)(Ⅱ-10177)、中飯降(104)(Ⅱ-10178)、中飯降(105)(Ⅱ-10179)、中飯降14(Ⅲ-141)、中飯降15(Ⅲ-142)、中飯降18(Ⅲ-206)、中飯降25(Ⅲ-213)、中飯降29(Ⅲ-217)、大畑下大畑1(Ⅰ-3076)、大畑上大畑1(Ⅱ-406)、大畑1(Ⅱ-409)、大畑下大畑2(Ⅱ-411)、大畑下大畑3(Ⅱ-412)、大畑(101)(Ⅱ-10180)、丁ノ町4(Ⅱ-504)、丁ノ町6(Ⅱ-506)、丁ノ町8(Ⅱ-508)、丁ノ町9(Ⅱ-536)、丁ノ町(101)(Ⅱ-10181)、丁ノ町(102)(Ⅱ-10182)、丁ノ町(103)(Ⅱ-10183)、丁ノ町(104)(Ⅱ-10184)、丁ノ町(105)(Ⅱ-10185)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流、急傾斜地の崩壊及び地滑り

(2) 土砂災害警戒区域の名称

紀ノ川左支溪(3-341-2-038)、紀ノ川左支溪(3-341-1-033)、紀ノ川左支溪(3-341-1-062)、紀ノ川左支溪(3-341-3-026)、嵯峨谷川右支溪(3-341-2-029)、東渋田1(Ⅰ-3090)、中飯降9(Ⅱ-524)、渋田(3)、平沼田2(149)、平沼田1(251)、宮本(253)、御所1(259)、御所2(2

60)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第734号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年6月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

西川右支溪(5-382-2-080)、西川右支溪(5-382-2-081)、西川右支溪(5-382-2-082)、奥山(5-382-2-120)

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第735号

昭和33年和歌山県告示第470号(収入証紙指定売りさばき人の指定)の一部を次のように改正する。

平成30年6月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

表売りさばき人の欄中「和歌山県食品衛生協会新宮支部長」を「新宮食品衛生協会長」に改め、同表住所の欄中「新宮市大橋通り三丁目3の4」を「新宮市緑ヶ丘二丁目4番8号新宮保健所内」に改める。

和歌山県告示第736号

昭和57年和歌山県告示第917号(和歌山県指定金融機関の証紙売りさばき所)の一部を次のように改正する。

平成30年6月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

表売りさばき所の欄中「岩出市清水374-1」を「岩出市清水500-1」に、「海南市下津町黒田52-3」を「海南市下津町黒田47-17」に、「田辺市栄町24」を「田辺市高雄1-16-20」に改める。

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第27号

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例（平成5年和歌山県条例第40号）第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

平成30年6月26日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

| 海水浴場の名称 | 所在地 | 遊 泳 区 域 | 遊泳区域の指定期間 |
|----------------|------------|--|----------------------|
| 浪早ビーチ | 和歌山市田野 | 和歌山市田野地先の海域で、「浪早ビーチ」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内 | 平成30年7月1日から同年8月31日まで |
| 和歌山県浜の宮ビーチ海水浴場 | 和歌山市毛見 | 和歌山市毛見地先の海域で、「和歌山県浜の宮ビーチ海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内 | 同 上 |
| 磯の浦海水浴場 | 和歌山市磯の浦 | 和歌山市磯の浦地先の海域で、「磯の浦海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内 | 同 上 |
| 地ノ島海水浴場 | 有田市初島町浜 | 有田市初島町浜地先の海域で、「地ノ島海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内 | 同 上 |
| 田辺扇ヶ浜海水浴場 | 田辺市扇ヶ浜 | 田辺市扇ヶ浜地先の海域で、「田辺市扇ヶ浜海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内 | 同 上 |
| 里野海水浴場 | 西牟婁郡すさみ町里野 | 西牟婁郡すさみ町里野地先の海域で、「里野海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内 | 同 上 |
| 産湯海水浴場 | 日高郡日高町大字産湯 | 日高郡日高町大字産湯地先の海域で、「産湯海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内 | 平成30年7月7日から同年8月31日まで |

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第47号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年6月26日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異 動 年月日 |
|------------------|--------|---------|-----------------|---------------|-----------------|
| 自由民主党和歌山県自動車販売支部 | 中谷久生 | 会計責任者 | 大蔵留治 | 藪田偉 | 平成 30. 2. 7 |
| 国民民主党和歌山県総支部連合会 | 岸本周平 | 政治団体の名称 | 国民民主党和歌山県総支部連合会 | 民進党和歌山県総支部連合会 | 平成 30. 5. 25 |
| | | 代表者 | 岸本周平 | 浦口高典 | 平成 30. 5. 25 |
| | | 政治団体の名称 | 国民民主党和歌山県第1区総支部 | 民進党和歌山県第1区総支部 | 平成 30. 5. 25 |

| | | | | | |
|-----------------|------|---------------|----------------------------|----------------------|-----------|
| 国民民主党和歌山県第1区総支部 | 岸本周平 | 主たる事務所の所在地 | 和歌山市広瀬中ノ丁2-98 | 和歌山市七番丁11-1 アラスカビル5F | 平成30.5.25 |
| | | 代表者 | 岸本周平 | 浦口高典 | 平成30.5.25 |
| | | 国会議員関係政治団体の区分 | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 | 平成30.5.25 |
| 国民民主党和歌山県第2区総支部 | 岸本周平 | 政治団体の名称 | 国民民主党和歌山県第2区総支部 | 民進党和歌山県第2区総支部 | 平成30.5.25 |
| | | 代表者 | 岸本周平 | 浦口高典 | 平成30.5.25 |
| | | 会計責任者 | 岩橋喜博 | 坂田隆彦 | 平成30.5.25 |
| | | 国会議員関係政治団体の区分 | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 | 平成30.5.25 |
| 国民民主党和歌山県第3区総支部 | 岸本周平 | 政治団体の名称 | 国民民主党和歌山県第3区総支部 | 民進党和歌山県第3区総支部 | 平成30.5.25 |
| | | 代表者 | 岸本周平 | 浦口高典 | 平成30.5.25 |
| | | 国会議員関係政治団体の区分 | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 | 平成30.5.25 |

その他の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|-------------|--------|------------|----------------|--------------------|-----------|
| 山本茂博後援会 | 吉塚秀人 | 主たる事務所の所在地 | 岩出市水栖600番地 | 岩出市水栖145-5 | 平成30.4.1 |
| 谷口かずひで後援会 | 谷口和秀 | 主たる事務所の所在地 | 和歌山市有本221-13 | 紀の川市竹房365-7 | 平成30.4.16 |
| 紀の会 | 松井紀博 | 政治団体の名称 | 紀の会 | 松井のりひろ後援会 | 平成30.5.9 |
| にさか吉伸日高郡後援会 | 日裏勝己 | 主たる事務所の所在地 | 日高郡印南町皆瀬川263番地 | 日高郡美浜町三尾110番地 | 平成30.5.10 |
| | | 代表者 | 日裏勝己 | 森下誠史 | 平成30.5.10 |
| | | 会計責任者 | 松本秀司 | 日裏勝己 | 平成30.5.10 |
| 那賀医師連盟 | 中田秀則 | 会計責任者 | 奥雅哉 | 正木和人 | 平成30.5.12 |
| 尾花まさひろ後援会 | 尾花正啓 | 主たる事務所の所在地 | 和歌山市四番丁28番地 | 和歌山市五番丁21番地五番丁ビル2F | 平成30.6.1 |
| 和歌山県獣医師連盟 | 玉井公宏 | 会計責任者 | 小西英邦 | 阪本康敬 | 平成30.6.1 |

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年6月26日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 解 散 年月日 |
|-----------|--------|---------------|
| 政治結社紀州小坂会 | 西端光男 | 平成 30.4.26 |
| 政治結社紀州大輝会 | 西端幸宏 | 平成 30.4.26 |

和歌山県選挙管理委員会告示第49号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年6月26日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|---------|--------|----------|-----------------------------------|---------------|
| にじいろ和歌山 | 花田恵子 | 宅田潤司 | 和歌山市紀三井寺736-16 和歌山県民主 医療機関連合会内 | 平成 30.5.18 |

和歌山県選挙管理委員会告示第50号

平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号（個人演説会等の公営施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年6月26日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

表中

| | | |
|---|---|---|
| 伊都郡かつらぎ町大字滝872番地の4 | 滝郷土文化保存伝習施設 | を |
| 伊都郡かつらぎ町大字滝872番地の4 伊都郡かつらぎ町大字新城243番地 | 滝郷土文化保存伝習施設 新城地域交流センター（「水とみどりの美術館」（すぎ のこ） | に |

改める。

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第10号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、放置車両確認事務委託業務に係る自治法令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成30年6月26日

和歌山県警察本部長 宮 沢 忠 孝

1 総合評価一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 調達役務の名称

放置車両確認事務委託業務

(2) 入札件名

ア 和歌山東ブロック放置車両確認事務委託業務

イ 和歌山西・北ブロック放置車両確認事務委託業務

(3) 調達役務の仕様等

放置車両確認事務委託契約仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 総合評価一般競争入札に参加する者の資格

この総合評価一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成30年6月26日（火）において、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加を停止されていない者であること。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

(4) 国税、都道府県税及び社会保険料に未納がない者であること。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(6) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けていない者であること。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに経営に実質的に関与していない者であること。

(8) 暴力団等に対する、資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。

(9) 入札参加資格確認時において、入札件名ごとに駐車監視員を2名以上雇用していること。

(10) 仕様書に定められた業務内容を公正かつ適確に遂行し得ること。

(11) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項に基づく和歌山県公安委員会の登録を受けていること。ただし、同法第51条の9に基づく和歌山県公安委員会の適合命令を受けており、当該命令に係る必要な措置をとっていないと認められる場合を除く。

(12) 和歌山県内に事務所を有していること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この総合評価一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書（定款を添付すること。）

ウ 使用印鑑届

エ 誓約書

オ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

カ 所在地見取図

キ 一般競争入札参加資格審査申請提出書類確認書

ク 登記事項証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）

ケ 印鑑証明書（入札公告の日以降に交付されたもの）

コ 次に掲げる税金等に未納がないことが確認できる納税証明書（提出日において発行後3か月を経過

していないもの)

(ア) 法人税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 主たる事務所が所在する都道府県が課する税全税目

(ウ) 社会保険料の滞納がない旨の証明 (提出日直近1年分)

サ 財務諸表 (直近2か年分の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類)

シ 和歌山県公安委員会から交付を受けた2の (11) の登録に係る登録通知書又は登録更新通知書の写し

ス 駐車監視員資格者証の写し

(2) (1) のアからキまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成30年6月26日 (火) から同年7月11日 (水) までの和歌山県の休日を定める条例 (平成元年和歌山県条例第39号) 第1条第1項に定める休日 (以下「県の休日」という。) を除く日の午前9時から午後5時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において行うほか、平成30年6月26日 (火) から同年7月12日 (木) までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センターに対して書面等 (ファクシミリを含む。) により行うものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室8

(2) 日時

平成30年7月9日 (月) 午前10時00分

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の (1) に掲げる申請書類は、平成30年6月26日 (火) から同年7月18日 (水) までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、6に掲げる場所に持参することとし、郵送等による提出は認めない。

6 資格審査申請書類の配布及び提出場所

和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センター

和歌山市西1番地 交通センター2階

郵便番号 640-8524

電話番号 073-473-0356

ファクシミリ番号 073-475-0359

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成30年7月23日 (月) までに通知する。

8 総合評価一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 総合評価一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、平成30年8月2日 (木) 午後5時までに書面により求めることができる。

(3) (2) の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答は、平成30年8月6日 (月) までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。